

大和市告示第78号

大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市地域リハビリテーション活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号。以下「規則」という。）第4条第2号エに規定する地域リハビリテーション活動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

2 市は、事業の一部を理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「リハビリテーション専門職」という。）の派遣が可能な事業者等（以下「事業者等」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業は、リハビリテーション専門職を、地域における住民主体の通いの場（以下「住民主体の通いの場」という。）、地域ケア会議等に派遣し、適切な運動方法及び高齢の方の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、介護予防の推進を総合的に支援するものとする。

(住民主体の通いの場への派遣の条件)

第5条 前条の規定に基づく住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣については、当該住民主体の通いの場の運営団体等が、次の各号に掲げる条件のいずれをも満たす場合に行うものとする。

(1) 原則として月1回以上の活動を6月以上継続していること。

(2) 参加者がおおむね10名以上の市内に居住する者であって、主として65歳以上であること。

(3) 政治若しくは宗教に係る活動を行い、又は営利を目的とする団体でないこと。

(事業計画、実績報告等)

第6条 事業者等は、事業計画、実績報告等について、別に定める方法により市長に提出するものとする。

(遵守事項)

第7条 事業者等は、事業の実施に当たっては、プライバシーの保護に十分留意し、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。事業が終了した後においても同様とする。

2 事業者等は、事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター等の関係機関との協力が図れるよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。